

令和2年11月12日判決言渡し 同日判決原本交付 裁判所書記官

令和2年(ワ)第117号 不法行為に基づく処分取消請求事件

口頭弁論終結日 令和2年9月25日

判 決

5

原 告

兵庫県赤穂市加里屋98番地16

被 告 公益社団法人日本パワーリフティング協会

上記代表者代表理事 古 城 資 久

10 同訴訟代理人弁護士

同

主 文

1 本件訴えを却下する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

15 事実及び理由

第1 請求の趣旨

1 被告が令和元年11月24日付けで原告に対して行った原告の正会員資格を4年間停止する処分が無効であることを確認する。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

20 第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が、被告の社員総会決議に基づき正会員資格の停止処分を受けたが、同処分は実体的な処分要件を欠いている上、手続的な瑕疵もあるとして、同処分の無効確認を求めた事案である。

25 2 前提事実

括弧内掲記の証拠によれば、以下の事実が認められる（証拠の掲記のない事



実は当事者間に争いがない。)。

(1) 当事者

原告は、パワーリフティング選手であるとともに、被告の選手・審判員、

[] パワーリフティング協会 [] 及び被告公認ジムの経営者である。

5 被告は、日本におけるパワーリフティング競技を統括し、かつ代表する団体としてパワーリフティング競技の普及及び振興を図り、もって国民の体力の向上と心身の健全な発達に寄与することを目的とする公益社団法人である。

(2) 臨時社員総会の招集及び開催

10 ア 被告の社員 7 名は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 37 条 2 項 1 号に基づき、当裁判所に、原告の正会員資格 4 年間停止、理事全員の解任及び新理事 5 名選任の件を会議の目的とする社員総会の招集許可を申し立て、令和元年 10 月 28 日、上記社員総会の招集を許可する旨の決定を得た（乙 1）。

15 イ 上記被告の社員 7 名は、上記許可決定に基づき、令和元年 11 月 24 日、TKP 東京駅セントラルカンファレンスセンター（東京都中央区八重洲 1-8-16 新横町ビルカンファレンスルーム 12F）において、被告の臨時社員総会を開催した（以下、この社員総会を「本件社員総会」という。）。

20 ウ 本件社員総会において、被告の役員・職員倫理規程第 4 条違反を理由として原告の正会員資格を 4 年間停止する旨の議案が可決された（以下、この決議を「本件決議」という。）。

エ 原告は、本件社員総会に出席していなかった。

(3) 書面による処分通知の不存在

被告は、原告に対し、原告の正会員資格が 4 年間停止する旨通知する書面を送付していない。

(4) 原告の辞任届

原告は、被告宛てに、「一身上の理由を以て、貴協会正会員を辞任致します。」と記載された令和元年11月15日付け辞任届（乙3の1・2、以下「本件辞任届」という。）を送付して提出した。

(5) 関係規程の定め

5 別紙「関係規程」のとおり。

3 争点及び当事者の主張

本件の争点は確認の利益の有無であり、これについての当事者の主張は以下のとおりである。

(被告の主張)

10 (1) 本件決議に基づく正会員資格停止処分が有効であるか否かとは関係なく原告は被告の正会員の地位を喪失していること

原告は、本件社員総会が開催される前である令和元年11月15日付で、被告に対し、本件辞任届を提出し、被告から退会する旨の意思表示をした。原告は、これにより、被告の正会員の地位を喪失したものであるから、上記正会員資格停止処分の無効が確認されたとしても、原告の正会員資格が回復されるわけではない。

(2) 原告に対する正会員資格停止処分が存在しないこと

本件社員総会の後、被告は、①原告に正会員資格があることを前提として資格停止処分をするのは難しいこと、②被告の規程は、退会した者の処分ができるような文言になっていないこと、③本件決議に先立って倫理委員会が開催されていないことなどを総合的に考慮し、原告に対して、本件決議を通知せず、正式な資格停止処分を行わないこととした。

すなわち、本件決議が行われたことは事実であるが、被告は、原告に対する本件決議に基づく処分通知を行っていないため、未だ原告に対して正会員資格4年間停止の処分を行っていないといえる。また、被告内部においても、本件決議に基づく正会員の資格停止処分は存在しないも

のと認識されており、被告は同処分が有効であるとの主張をするつもりはない。

(3) 以上のとおり、本件決議に基づく正会員資格停止処分の有効性如何と原告の正会員資格の有無とは無関係であり、また、同処分が有効か否かにつき原告と被告との間に争いは存在しないから、原告の訴えは確認の利益を欠く不適法な訴えである。

なお、後記原告の主張のうち、被告のホームページに、従前、本件社員総会の議事録がマスキングされることなく掲載されていたことは認められるが、現在は、本件社員総会の議事録の第1号議案（原告の正会員資格停止）をマスキングして掲載している。

（原告の主張）

(1) 被告の「会員の入会手続き、会費等に関する規程」(乙4)第10条は、退会届の宛先を被告の会長と定めているが、本件辞任届はその要件を満たしておらず、無効である。したがって、本件決議に基づく原告の正会員資格停止処分が無効であれば、原告は正会員の資格を保持することになる。

(2) 原告の正会員資格停止処分は、本件社員総会の議事録に記載され、同議事録は被告のホームページにも掲載された。そして、本件決議が、その後の社員総会で撤回された事実もない。したがって、本件決議に基づく原告の正会員資格停止の処分が存在することは明らかである。

(3) 以上述べたとおり、本件訴えは確認の利益を備えているから、被告の本案前の主張は理由がない。

第3 当裁判所の判断

1 被告は、原告に対する正会員資格停止処分の効力につき、原告に対して同処分の通知をしていないので存在しない旨主張するにとどまり、同処分が有効であるための実体的・手続的要件につき何ら主張していない。

これに加え、①本件訴訟を本案とする仮処分申立事件（当序令和元年(ヨ)第6

6号)は、本件決議の効力を本案判決確定に至るまで仮に停止する旨の和解で終了していること(乙6),②被告の令和元年12月26日付けの書面による理事会決議の議事録には、本件決議の撤回を定時社員総会の議案とすることに理事全員が同意し、監事も異議を述べなかつた旨記載されていること(甲13)に照らせば、現在において、原告と被告との間に、本件決議に基づく原告の正会員資格停止処分が有効か否かについての争いが存在するとは認められず、また、将来、被告が原告に対して同処分が有効であると主張する具体的なおそれがあると認めるることもできない。

したがって、本件訴えは確認の利益を欠く不適法な訴えというべきである。
10 なお、原告は、本件決議がその後の社員総会で撤回された事実はない旨指摘するが、仮にそうであるとしても、上記結論を左右する事情とはいえない。

2 よって、本件訴えを却下することとして、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所姫路支部

15

裁 判 官

山 本 正 道

(別紙)

関係規程

1 定款（甲10）

第5条（法人の構成員）

5 1 この法人の会員は、次の4種とする。

(1) 正会員

アないしウ（略）

(2) 準会員

(3) 名誉会員

10 (4) 賛助会員

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

第11条（構成）

社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

15

2 賞罰規程（甲4）

第4条（罰則）

1 本協会理事、本協会会員、専門委員会委員（委員長を含む。以下同じ）、加盟団体役員、登録公認審判員及び競技者（以下まとめて「本協会関係者」という）は、次の各号に該当する場合、罰則処分を受けるものとする。

(1) 本協会の定款及び規程等に違反した場合

(2) ないし(8)（略）

2 （略）

第5条（処分内容）

25 1 罰則処分の内容は次のとおりとする。

(1) 除名

- (2) 解任
- (3) 資格停止（停止期間は理事会の決議による）
- (4) 文書による戒告
- (5) 口頭による注意

5 2 (略)

第6条（倫理委員会）

- 1 第4条及び前条に基づく審議は、役員・職員倫理規程第5条の規定に基づく倫理委員会が担当する。
- 2 倫理委員会の構成、運営等については、別に定める。

10 第7条（処分の手続き等）

- 1 処分の手続きは、定款に定める場合の他、競技者等に関する規程第11条2項乃至6項を準用する。
- 2 処分に対する不服申し立ては、競技者等に関する規程第13条を準用する。
- 3 資格の復活等については、競技者等に関する規程第16条を準用する。

3 競技者等に関する規程（甲11）

第11条（処分の手続き）

- 1 (略)
- 2 本委員会の委員長は、申し出の内容に合理性があると判断した場合、本委員会の委員を招集するとともに、申し出の対象となった競技者に対して、本委員会の開催日出席を要請する召喚状を送達して、本委員会にて当該競技者の審問を行った後、処分の是非及び内容について協議し、その協議結果を理事会に報告しなければならない。
- 3 (略)
- 4 本委員会は、理事会への報告に先立ち、前項の協議結果を文書により競

技者本人に通告する。(後略)

5 (略)

6 (略)

5 4 倫理委員会規程（甲5）

第4条（運営）

1及び2 (略)

3 本委員会は、事実関係の調査、協議等を進めるに際して、当事者の意見を聴取しなければならない。

10 4及び5 (略)

5 役員・職員倫理規程（争いなし）

第6条（規程に違反した場合の対処）

1 役・職員がこの規程に違反する行為を成した疑念があるときは、倫理委員会は直ちに調査を開始し、その結果、当該役・職員に本規程に違反する行為があったと認められる場合においては、会長は倫理委員会の意見を聴取した上で、本協会の、「賞罰規程」に基づいて厳正に必要な処分を行うものとする。

2項以下 (略)

20

6 会員の入会手続き、会費等に関する規程（乙4）

第10条（退会）

1 会員が年度の途中で退会しようとする場合、記名及び捺印をした退会届を本協会会長に提出しなければならない。

25 2 (略)

以上

これは正本である。

令和2年11月13日

神戸地方裁判所姫路支部

裁判所書記官 今井知美

